

平成 2 7 年 1 2 月 1 日 招 集

第 5 回 天 草 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案 書

天 草 市

平成 27 年第 5 回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第 15 号	専決処分事項の報告について	平成 27 年 12 月 1 日		
議第 169 号	天草市行政不服審査会の設置及び運営に関する条例の制定について	"		
議第 170 号	行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	"		
議第 171 号	天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	"		
議第 172 号	天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第 173 号	天草市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第 174 号	天草市財産区管理会条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第 175 号	天草市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第 176 号	天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第 177 号	天草市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第 178 号	天草市町民センター条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第 179 号	天草市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第 180 号	天草市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について	"		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第181号	和解及び損害賠償の額の決定について	平成27年 12月1日		
議第182号	指定管理者の指定について	〃		
議第183号	指定管理者の指定について	〃		
議第184号	指定管理者の指定について	〃		
議第185号	指定管理者の指定について	〃		
議第186号	指定管理者の指定について	〃		
議第187号	指定管理者の指定について	〃		
議第188号	指定管理者の指定について	〃		
議第189号	指定管理者の指定について	〃		
議第190号	指定管理者の指定について	〃		
議第191号	指定管理者の指定について	〃		
議第192号	指定管理者の指定について	〃		
議第193号	指定管理者の指定について	〃		
議第194号	指定管理者の指定について	〃		
議第195号	指定管理者の指定について	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第196号	指定管理者の指定について	平成27年 12月1日		
議第197号	指定管理者の指定について	〃		
議第198号	指定管理者の指定について	〃		
議第199号	指定管理者の指定について	〃		
議第200号	指定管理者の指定について	〃		
議第201号	指定管理者の指定について	〃		
議第202号	指定管理者の指定について	〃		
議第203号	指定管理者の指定について	〃		
議第204号	指定管理者の指定について	〃		
議第205号	指定管理者の指定について	〃		
議第206号	指定管理者の指定について	〃		
議第207号	平成27年度天草市一般会計補正予算 (第6号)	〃		
議第208号	平成27年度天草市国民健康保険特別 会計補正予算(第1号)	〃		
議第209号	平成27年度天草市介護保険特別会計 補正予算(第3号)	〃		
議第210号	平成27年度天草市後期高齢者医療特 別会計補正予算(第1号)	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第211号	平成27年度天草市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	平成27年12月1日		
議第212号	平成27年度天草市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	〃		
議第213号	平成27年度天草市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	〃		
議第214号	平成27年度天草市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	〃		
議第215号	平成27年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算(第1号)	〃		
議第216号	平成27年度天草市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	〃		
議第217号	平成27年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第1号)	〃		
議第218号	平成27年度天草市歯科診療所特別会計補正予算(第1号)	〃		
議第219号	平成27年度天草市斎場事業特別会計補正予算(第2号)	〃		
議第220号	平成27年度天草市病院事業会計補正予算(第1号)	〃		
議第221号	平成27年度天草市水道事業会計補正予算(第1号)	〃		

報告第15号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年12月1日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 事故発生日時 平成27年8月19日（水曜日）
午後2時35分頃
- 2 事故発生場所 天草市天草町下田北（湯の郷くれよん付近）
- 3 和解の相手方 天草市在住者（女性、71歳、車両所有者）
- 4 事故の概要 上記日時において、本市職員が運転する公用車が上記場所から市道に出る際、走行中の相手方車両と接触し、双方車両に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 73,526円（相手方車両分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件の車両についての損害に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

議第 169 号

天草市行政不服審査会の設置及び運営に関する条例の制定について

天草市行政不服審査会の設置及び運営に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市行政不服審査会の設置及び運営に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 審査会の調査審議の手続（第 9 条—第 15 条）

第 3 章 雑則（第 16 条—第 19 条）

附則

第 1 章 総則

（設置及び目的）

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき市長の附属機関として設置する天草市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、法に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法、天草市情報公開条例（平成 18 年天草市条例第 18 号）及び天草市個人情報保護条例（平成 18 年天草市条例第 19 号）で使用する用語の例による。

（所掌事項）

第 3 条 審査会は、実施機関の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法の規定によりその権限に属させられた事項に関すること。
- (2) 天草市情報公開条例の規定によりその権限に属させられた事項に関すること。
- (3) 天草市個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項に関すること。

(組織)

第4条 審査会の委員は、市民及び審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱するもの5人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

3 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、当該委員を罷免することができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第6条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第7条 審査会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(合議体)

第8条 審査会は、必要に応じ、その指名する委員3人をもって構成する合議体に、審査請求に係る事件について調査させ、及び審議させることができる。

2 審査会は、その定めるところにより、前項の合議体の決議をもって審査会の決議とすることができる。

第2章 審査会の調査審議の手続

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等若しくは公開請求に係る不作為に関する情報又は開示決定若しくは開示請求に係る不作為に関する個人情報記録されている行政文書（以下これらを「情報等」という。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も審査会に対し、その提示された情報等の公開を求めることはできない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定に基づく求めがあったときは、これを拒んではない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった情報等に記録されている内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問実施機関（以下これらを「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第10条 審査会は、審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、当該申立人（以下この条において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等及び処分庁等（法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合は、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

(意見書等の提出)

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第12条 審査会は、必要があると認める場合は、その指名する委員に調査をさせ、第9条第1項の規定により提示された情報等を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第10条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの交付等)

第13条 審査会は、第9条第3項若しくは第4項又は第11条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの)の閲覧又は交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書等の送付)

第14条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(調査審議手続の非公開)

第15条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

第3章 雑則

(交付手数料)

第16条 法第81条第3項が準用する法第78条第1項の規定及び第13条第2項の規定による提出書類等又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の写しの交付に係る手数料は、これを徴収しない。

(適用除外)

第17条 審査会が第3条第1号に規定する事項を調査審議する場合は、第2章(第15条を除く。)の規定は、適用しない。

(庶務)

第18条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に天草市情報公開審議会の委員及び天草市個人情報保護審議会の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、審査会の委員として委嘱された者とみなす。この場合において、当該委嘱された者とみなされる者の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、天草市情報公開審議会の委員及び天草市個人情報保護審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(提案理由)

改正行政不服審査法(平成26年法律第68号)の公布に伴い、行政不服審査会を設置するため、条例を制定する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 170 号

行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(天草市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 天草市情報公開条例(平成 18 年天草市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章 不服申立て(第 18 条—第 28 条)」を「第 3 章 審査請求(第 18 条—第 20 条)」に、「第 29 条—第 33 条」を「第 21 条—第 25 条」に改める。

「第 3 章 不服申立て」を「第 3 章 審査請求」に改める。

第 18 条から第 20 条までを次のように改める。

(救済手続)

第 18 条 実施機関がした公開等の決定又は実施機関に対する公開請求に係る不作為について不服がある人は、当該実施機関に対し、審査請求をすることができます。

2 公開等の決定又は公開請求に係る不作為に関する審査請求については、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しません。

3 公開等の決定又は公開請求に係る不作為に関する審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、天草市行政不服審査会の設置及び運営に関する条例(平成 27 年天草市条例第●号)第 1 条に規定する天草市行政不服審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければなりません。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を開示することとする場合(当該情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除きます。)

4 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法第 9 条、第 17 条及び第 43 条の

規定は、適用しません。

5 第3項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければなりません。

6 第3項の処分に係る実施機関は、審査会に対し、速やかに諮問するよう努めなければなりません。

(諮問をした者の通知)

第19条 前条第3項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」といいます。)は、次に掲げる人に対し、諮問をした旨を通知しなければなりません。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいいます。以下同じです。)

(2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除きます。)

(3) 当該審査請求に係る情報の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除きます。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合における手続)

第20条 第14条第3項及び第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用します。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る情報を公開する旨の裁決
(第三者である参加人が当該情報の公開に反対の意思を表示している場合に限ります。)

第21条から第28条までを削り、第4章中第29条を第21条とし、第30条から第33条までを8条ずつ繰り上げる。

(天草市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 天草市個人情報保護条例(平成18年天草市条例第19号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 不服申立て(第31条—第41条)」を「第4章 審査請求(第31条—第33条)」に、「第42条—第47条」を「第34条—第39条」に改める。

第6条第2項中「天草市個人情報保護審議会(この章及び第31条において「審議会」という。)」を「天草市行政不服審査会の設置及び運営に関する条例(平成27年天草市条例第●号)第1条に規定する天草市行政不服審査会(以下「審査会」という。)」に改め、同条第3項中「審議会」を「審査会」に改める。

第7条第2項第6号及び第3項ただし書、第8条第6号並びに第10条ただし書中「審議会」を「審査会」に改める。

「第4章 不服申立て」を「第4章 審査請求」に改める。

第31条から第33条までを次のように改める。

(救済手続)

第31条 実施機関がした開示等の決定若しくは訂正等の決定又は開示請求若しくは訂正等請求に係る不作為について不服がある者は、当該実施機関に対し、審査請求をすることができる。

2 開示等の決定若しくは訂正等の決定又は開示請求若しくは訂正等請求に係る不作為に関する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は適用しない。

3 開示等の決定若しくは訂正等の決定又は開示請求若しくは訂正等請求に係る不作為について、行政不服審査法の規定に基づく審査請求があった場合は、当該審査請求に係る実施機関は、次に掲げる場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、開示等の決定（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）若しくは訂正等の決定（訂正請求の全部を容認して訂正する旨の決定及び利用停止請求の全部を容認して訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する場合（当該開示等の決定について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）、当該審査請求に係る訂正の請求の全部を容認して訂正する場合又は利用の停止の請求の全部を容認して利用停止する場合

4 第1項に規定する審査請求については、行政不服審査法第9条、第17条及び第43条の規定は、適用しない。

5 第3項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

6 第3項に規定する審査請求に係る実施機関は、審査会に対し、速やかに諮問をするよう努めなければならない。

(諮問した場合の通知)

第32条 前条第3項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）

は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者又は訂正等請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第33条 第21条第3項及び第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第34条から第41条までを削り、第5章中第42条を第34条とし、第43条から第47条までを8条ずつ繰り上げる。

（天草市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第3条 天草市固定資産評価審査委員会条例（平成18年天草市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 審査の申出に係る主張

第4条第3項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項に規定する」を「代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格を証明する」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（交付手数料）

第13条の2 法第433条第11項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項の規定に基づく提出書類等又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の写しの交付に係る手数料は、これを徴収しない。

（天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年天草市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表中

情報公開審議会委員	日額 10,000	を
個人情報保護審議会委員	日額 10,000	

「

行政不服審査会委員	日額 10,000	に
-----------	-----------	---

」

改める。

（天草市職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 天草市職員の給与に関する条例（平成18年天草市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（天草市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第6条 天草市職員の退職手当に関する条例（平成18年天草市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（天草市税条例の一部改正）

第7条 天草市税条例（平成18年天草市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（天草市手数料条例の一部改正）

第8条 天草市手数料条例（平成18年天草市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第6条中第6号を第10号とし、第5号を第9号とし、第4号を第8号とし、第3号の次に次の4号を加える。

(4) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項の規定による交付の請求があったとき。

(5) 地方自治法第258条において準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付の請求があったとき。

(6) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第98条第7項において準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付の請求があったとき。

(7) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第216条第1項及び第2項において準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付の請求があったとき。

（天草市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第9条 天草市消防団員等公務災害補償条例（平成18年天草市条例第264号）の一部を次のように改正する。

第26条の見出し及び同条中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（提案理由）

改正行政不服審査法（平成26年法律第68号）の公布に伴い、関係条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 171 号

天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 9 号の規定に基づく特定個人情報の提供等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(市の責務)

第 3 条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用に係る事務)

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の第 1 欄に掲げる機関が行う同表の第 2 欄に掲げる事務、別表第 2 の第 1 欄に掲げる機関が行う同表の第 2 欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。

2 別表第 2 の第 1 欄に掲げる機関は、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 3 欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用すること

ができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長及び教育委員会は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務

2 教育委員会	就学援助に関する事務
---------	------------

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	子ども医療費の助成に関する事務	住民票関係情報、地方税関係情報、児童手当関係情報、生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報
2 市長	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報及び中国残留邦人等支援給付等関係情報
3 市長	一般住宅（天草市一般住宅条例（平成18年天草市条例第240号）第2条の一般住宅をいう。）の管理に関する事務	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報及び障害者関係情報
4 市長	インフルエンザ予防接種費用の助成に関する事務	住民票関係情報及び生活保護関係情報
5 市長	離島妊婦健康診査等支援に関する事務	住民票関係情報
6 市長	風しん予防接種費用の助成に関する事務	住民票関係情報
7 市長	高齢者肺炎球菌予防接種費用の助成に関する事務	住民票関係情報及び生活保護関係情報
8 市長	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する事務	住民票関係情報、地方税関係情報及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）
9 市長	健康診査、検診及び成人健康指導事業の実施に関する事務	住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報及び国民健康保険給付関係情報

10	市長	重度心身障害者医療費の助成に関する事務	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、国民健康保険給付関係情報及び介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、こども医療費の助成又はひとり親家庭等医療費の助成に関する情報
11	市長	療育手帳の交付に関する事務	住民票関係情報
12	市長	天草市難聴児補聴器給付等事業に関する事務	住民票関係情報、地方税関係情報及び生活保護関係情報
13	市長	天草市人工内耳用音声信号処理装置給付事業に関する事務	住民票関係情報、地方税関係情報及び生活保護関係情報
14	市長	天草市在宅寝たきり老人等介護者手当支給に関する事務	住民票関係情報
15	市長	天草市高齢者及び障がい者住宅改造の助成に関する事務	住民票関係情報及び地方税関係情報
16	市長	天草市配食サービス事業に関する事務	住民票関係情報及び地方税関係情報
17	市長	天草市成年後見制度利用支援事業に関する事務	住民票関係情報及び地方税関係情報
18	市長	天草市家族介護支援事業に関する事務	住民票関係情報及び地方税関係情報
19	市長	天草市介護支援ボランティア事業に関する事務	住民票関係情報及び地方税関係情報
20	市長	天草市社会福祉法人等に	住民票関係情報、地方税関係情報及び生活保護

	よる生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減に関する事務	関係情報
2 1 市長	天草市認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減事業に関する事務	住民票関係情報及び地方税関係情報
2 2 市長	天草市避難行動要支援者名簿の作成に関する事務	住民票関係情報、障害者関係情報及び介護保険法による要介護認定に関する情報
2 3 市長	天草市災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関する事務	住民票関係情報、地方税関係情報及び障害者関係情報
2 4 市長	天草市災害見舞金の支給に関する事務	住民票関係情報及び地方税関係情報

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務	市長	住民票関係情報及び地方税関係情報
2 教育委員会	就学援助に関する事務	市長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報

（提案理由）

本市における個人番号の利用について必要な事項を定めるため、条例を制定する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第 172 号

天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

天草市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 18 年天草市条例第 154 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 家庭系一般廃棄物の部資源物の項を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

ごみステーションの整備完了に伴い、家庭系一般廃棄物資源物指定袋を廃止するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 173 号

天草市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

天草市水道事業の設置等に関する条例（平成 18 年天草市条例第 256 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

天草市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第 1 条に次の 1 項を加える。

2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業をいう。以下同じ。）を設置する。

第 7 条第 1 項及び第 2 項第 3 号中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条第 1 項中「地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）」を「法」に、「地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第 2 項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 4 条とする。

第 2 条第 1 項中「水道事業」を「水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを次のように改める。

2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 給水区域は、市の区域内とする。

(2) 給水人口は、58,360人とし、地区別内訳は、次に掲げるとおりとする。

ア 本渡地区 34,210人

イ 牛深地区 12,090人

ウ 五和地区 8,760人

エ 御所浦地区 3,300人

(3) 1日最大給水量は、28,360立方メートルとし、地区別内訳は、次に掲げるとおりとする。

ア 本渡地区 15,260立方メートル

イ 牛深地区 6,360立方メートル

ウ 五和地区 5,390立方メートル

エ 御所浦地区 1,350立方メートル

3 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 排水区域は、本渡地区内とする。

(2) 排水人口は、25,800人とする。

(3) 1日最大処理能力は、14,800立方メートルとする。

4 特定環境保全公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 排水区域は、市の区域内とする。

(2) 排水人口は、3,160人とし、地区別内訳は、次に掲げるとおりとする。

ア 天草町下田地区 800人

イ 天草町高浜地区 1,000人

ウ 河浦町一町田地区 1,360人

(3) 1日最大処理能力は、2,080立方メートルとし、地区別内訳は、次に掲げるとおりとする。

ア 天草町下田地区 680立方メートル

イ 天草町高浜地区 620立方メートル

ウ 河浦町一町田地区 780立方メートル

第2条に次の2項を加える。

5 農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 排水区域は、市の区域内とする。

(2) 排水人口は、2,500人とし、地区別内訳は、次に掲げるとおりとする。

ア 倉岳町棚底地区 2,280人

イ 倉岳町浦地区 220人

(3) 1日最大処理能力は、881立方メートルとし、地区別内訳は、次に掲げるとおりとする。

ア 倉岳町棚底地区 796立方メートル

イ 倉岳町浦地区 85立方メートル

6 漁業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 排水区域は、市の区域内とする。

(2) 排水人口は、11,695人とし、地区別内訳は、次に掲げるとおりとする。

ア 御所浦町本郷地区 1,200人

イ 倉岳町宮田地区 2,045人

ウ 五和町通詞島地区 1,330人

エ 河浦町崎津地区 1,340人

オ 河浦町宮野河内地区 950人

カ 佐伊津地区 4,830人

(3) 1日最大処理能力は、3,759立方メートルとし、地区別内訳は、次に掲げるとおりとする。

ア 御所浦町本郷地区 384立方メートル

イ 倉岳町宮田地区 636立方メートル

ウ 五和町通詞島地区 399立方メートル

エ 河浦町崎津地区 432立方メートル

オ 河浦町宮野河内地区 314立方メートル

カ 佐伊津地区 1,594立方メートル

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(法の全部適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(天草市部等設置条例の一部改正)

- 2 天草市部等設置条例(平成18年天草市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「水道事業」を「地方公営企業法(昭和27年法律第292号)を適用する事業」に改める。

第2条中「(2) 下水道に関すること。」を「(2) 浄化槽に関すること。」に改める。

(天草市職員定数条例の一部改正)

- 3 天草市職員定数条例(平成18年天草市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

(天草市職員の給与の特例に関する条例の一部改正)

- 4 天草市職員の給与の特例に関する条例(平成25年天草市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「天草市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改める。

(天草市下水道条例の一部改正)

- 5 天草市下水道条例(平成18年天草市条例第246号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条第15号中「規則で」を「市長が」に改める。

第4条第3号中「規則の」を「市長が」に改める。

第6条第1項、第7条第3項、第8条、第14条第1項、第15条第1項及び第2項、第20条第3号及び第5号、第21条第1号、第22条第2号、第24条第6号並びに第27条第2項中「規則で」を「市長が」に改める。

第35条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

(天草市公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部改正)

- 6 天草市公共下水道事業受益者分担に関する条例(平成18年天草市条例第248号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第10条第2項中「規則で」を「市長が」に改める。

第13条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

(天草市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例の一部改正)

- 7 天草市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例(平成18年天草市条例第249号)の一部を次のように改正する。

第13条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

(天草市集落排水処理施設条例の一部改正)

- 8 天草市集落排水処理施設条例(平成27年天草市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、農業集落及び漁業集落の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、農業集落排水処理施設及び漁業集落排水処理施設の管理及び使用について必要な事項を定めるものとする。

第2条第6号、第6条第2号、第7条第1項、第8条、第10条第3項、第14条及び第19条第2項中「規則で」を「市長が」に改める。

第23条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

(天草市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

- 9 天草市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成18年天草市条例第253号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「規則で」を「市長が」に改める。

第13条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

(天草市漁業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

- 10 天草市漁業集落排水事業分担金徴収条例(平成18年天草市条例第255号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「規則で」を「市長が」に改める。

第13条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

(天草市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 11 天草市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年天草市条例第257号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

第1条中「天草市水道事業企業職員」を「天草市上下水道事業企業職員」に改める。

第13条第2項及び第3項中「管理者」を「市長」に改める。

第16条中「企業職員」を「上下水道事業企業職員」に改める。

(天草市漁業集落排水事業減債基金条例等の廃止)

12 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 天草市漁業集落排水事業減債基金条例（平成18年天草市条例第66号）
- (2) 天草市農業集落排水事業減債基金条例（平成18年天草市条例第67号）
- (3) 天草市設置による本渡市水洗便所改造等資金貸付条例の失効に伴う経過措置を定める条例（平成18年天草市条例第247号）

(提案理由)

下水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部を適用するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 174 号

天草市財産区管理会条例の一部を改正する条例の制定について

天草市財産区管理会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市財産区管理会条例の一部を改正する条例

天草市財産区管理会条例（平成 18 年天草市条例第 316 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条第 2 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

富津財産区の解散に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 175 号

天草市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

天草市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市特別会計条例の一部を改正する条例

天草市特別会計条例（平成 18 年天草市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

本則中第 4 号から第 7 号までを削り、第 8 号を第 4 号とし、第 9 号から第 14 号までを 4 号ずつ繰り上げ、第 15 号を削り、第 16 号を第 11 号とし、第 17 号から第 19 号までを 5 号ずつ繰り上げ、本則に次の 1 号を加える。

(16) 下水道事業会計 下水道事業

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

下水道事業の地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）全部適用及び富津財産区の解散に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 176 号

天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

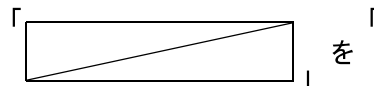
天草市地区コミュニティセンター条例（平成 18 年天草市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 志柿町瀬戸地区コミュニティセンターの項中「6623 番地 6」を「6623 番地 1」に改め、同表鬼池地区コミュニティセンターの項中「1291 番地 1」を「1184 番地」に改める。

別表第 2 志柿町瀬戸地区コミュニティセンターの部を次のように改める。

志柿町瀬戸地区コミュニティセンター	視聴覚室	200 円	200 円
	和室	200 円	200 円
	調理実習室	100 円	100 円
	会議室 A	200 円	200 円
	会議室 B	200 円	200 円

別表第 2 宮田地区コミュニティセンターの部陶芸室 A の項中



を

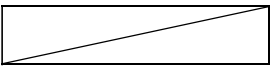
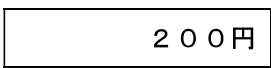
「100 円」

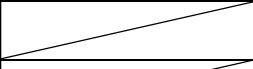
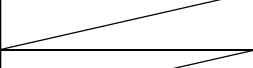
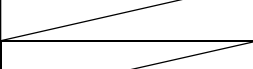
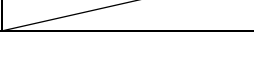
に改め、同表小宮地地区コミュニティセンターの部を次のように改

める。

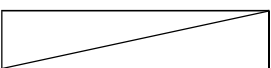
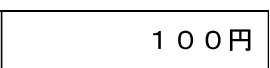

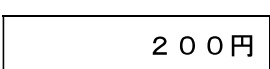
小宮地地区コミュニティセンター	大会議室	900 円	500 円
	中会議室	100 円	100 円

視聴覚室	200円	200円
調理実習室	200円	200円
研修室1	100円	100円
研修室2	100円	100円
交流室1	100円	100円
交流室2	100円	100円
談話室	100円	100円
和室	200円	200円

別表第2中田地区コミュニティセンターの部調理実習室の項中「」を「」に改め、同表鬼池地区コミュニティセンターの部を次のように改める。

鬼池地区コミュニティセンター	会議室1	200円	200円
	会議室2（和室）	200円	200円
	小会議室	100円	100円
	調理実習室	300円	200円
	研修室1	200円	
	研修室2	200円	
	研修室3	200円	
	研修室4	200円	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（宮田地区コミュニティセンターの部陶芸室Aの項中「」を「」に改める部分及び中田地区コミュニティセンターの部調理実習室の項中「」を「」に改める部分に限る。）は、同年1月1日から施行する。

(提案理由)

地区コミュニティセンターの移転及び施設の変更に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 177 号

天草市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について

天草市出張所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市出張所設置条例の一部を改正する条例

天草市出張所設置条例（平成 18 年天草市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表鬼池出張所の項中「1291 番地 1」を「1184 番地」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

鬼池出張所の移転に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 178 号

天草市町民センター条例の一部を改正する条例の制定について

天草市町民センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市町民センター条例の一部を改正する条例

天草市町民センター条例（平成 18 年天草市条例第 98 号）の一部を次のように改正する。

別表新和町民センターの部を次のように改める。

新和町民センター	大会議室	900円	500円
	中会議室	100円	100円
	視聴覚室	200円	200円
	調理実習室	200円	200円
	研修室 1	100円	100円
	研修室 2	100円	100円
	交流室 1	100円	100円
	交流室 2	100円	100円
	談話室	100円	100円
	和室	200円	200円

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

新和町民センターへの小宮地地区コミュニティセンター移転に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 179 号

天草市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定について

天草市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

天草市勤労青少年ホーム条例（平成 18 年天草市条例第 111 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、勤労青少年福祉法（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条の規定に基づき」を削る。

第 7 条中「30 歳以下」を「45 歳未満」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 72 号）が施行されたことに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 180 号

天草市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

天草市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を次のように制定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定に基づき、天草市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第 2 条 農業委員の定数は、13 人とする。

(推進委員の定数)

第 3 条 推進委員の定数は、34 人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(天草市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

2 天草市農業委員会の選挙による委員の定数条例（平成 18 年天草市条例第 166 号）は、廃止する。

(天草市農業委員会の選挙による委員の選挙区定数条例の廃止)

3 天草市農業委員会の選挙による委員の選挙区定数条例（平成 18 年天草市条例第 167 号）は、廃止する。

(天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年天草市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表中

農業委員会	会長	月額 39,000	を
	会長職務代理者	月額 35,000	
	委員	月額 31,000	

農業委員会	会長	月額 34,000	に
	会長職務代理者	月額 30,000	
	委員	月額 27,000	
	農地利用最適化推進委員	月額 27,000	

に改める。

（提案理由）

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行に伴い、条例を制定する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 181 号

和解及び損害賠償の額の決定について

天草市天草町高浜地区コミュニティセンター駐車場において、市が管理する同センター階段踊り場の天井ガラスが破損し、強風で飛ばされ、駐車中の乗用車を破損させた事故に関し、次のとおり損害賠償の額を決定し、和解するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 事故発生日時 平成 27 年 8 月 25 日（火曜日）
午前 4 時 00 分頃
- 2 事故発生場所 天草市天草町高浜南 501 番地 1
高浜地区コミュニティセンター駐車場内
- 3 和解の相手方 天草市在住者（女性、74 歳）
- 4 損害賠償の額 204,554 円
- 5 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

（提案理由）

和解及び損害賠償の額を決定するには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 182 号

指定管理者の指定について

天草市児童館条例（平成 18 年天草市条例第 129 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
わくわく本渡児童館
- 2 指定管理者となる団体
天草市本町下河内 680 番地
社会福祉法人啓明会
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 183 号

指定管理者の指定について

天草市児童館条例（平成 18 年天草市条例第 129 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
本渡児童センター
- 2 指定管理者となる団体
天草市佐伊津町 928 番地
社会福祉法人慈雲会
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 184 号

指定管理者の指定について

天草市老人福祉センター条例（平成 22 年天草市条例第 40 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
本渡老人福祉センター
- 2 指定管理者となる団体
天草市南新町 9 番地 19
公益社団法人天草市シルバー人材センター
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 185 号

指定管理者の指定について

天草市老人福祉センター条例（平成 22 年天草市条例第 40 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

牛深老人福祉センター

2 指定管理者となる団体

天草市五和町御領 2943 番地

社会福祉法人天草市社会福祉協議会

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 186 号

指定管理者の指定について

天草市老人福祉センター条例（平成 22 年天草市条例第 40 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
有明老人福祉センター
- 2 指定管理者となる団体
天草市五和町御領 2943 番地
社会福祉法人天草市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 187 号

指定管理者の指定について

天草市老人福祉センター条例（平成 22 年天草市条例第 40 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

倉岳老人福祉センター

2 指定管理者となる団体

天草市五和町御領 2943 番地

社会福祉法人天草市社会福祉協議会

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 188 号

指定管理者の指定について

天草市老人福祉センター条例（平成 22 年天草市条例第 40 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

河浦老人福祉センター

2 指定管理者となる団体

天草市五和町御領 2943 番地

社会福祉法人天草市社会福祉協議会

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 189 号

指定管理者の指定について

天草市在宅介護支援サテライト施設条例（平成 18 年天草市条例第 137 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
天草市在宅介護支援サテライト施設ふたうら
- 2 指定管理者となる団体
天草市五和町御領 2943 番地
社会福祉法人天草市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 190 号

指定管理者の指定について

天草市在宅介護支援サテライト施設条例（平成 18 年天草市条例第 137 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
天草市在宅介護支援サテライト施設おにき
- 2 指定管理者となる団体
天草市五和町御領 2943 番地
社会福祉法人天草市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 191 号

指定管理者の指定について

天草市河浦生活支援ハウス条例（平成 18 年天草市条例第 141 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
河浦生活支援ハウス
- 2 指定管理者となる団体
天草市五和町御領 2943 番地
社会福祉法人天草市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 192 号

指定管理者の指定について

天草市新和高齢者生活福祉センター条例（平成 18 年天草市条例第 142 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

新和高齢者生活福祉センター

2 指定管理者となる団体

天草市五和町御領 2943 番地

社会福祉法人天草市社会福祉協議会

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 193 号

指定管理者の指定について

天草市倉岳特産物処理加工施設条例（平成 21 年天草市条例第 57 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
倉岳特産物処理加工施設
- 2 指定管理者となる団体
天草市倉岳町棚底 2099 番地
株式会社 くらたけ
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 194 号

指定管理者の指定について

天草市御所浦物産館条例（平成 18 年天草市条例第 210 号）第 16 条第 1 項の規定に基づ
く指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
御所浦物産館
- 2 指定管理者となる団体
天草市御所浦町御所浦 4 3 1 0 番地 8
しおさい館出荷協議会
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244
条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 195 号

指定管理者の指定について

天草市栖本温泉センター条例（平成 18 年天草市条例第 214 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市栖本温泉センター

2 指定管理者となる団体

天草市栖本町打田 363 番地 1

株式会社なごみ屋

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 196 号

指定管理者の指定について

天草市総合交流施設愛夢里条例（平成 18 年天草市条例第 215 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
天草市総合交流施設愛夢里
- 2 指定管理者となる団体
天草市河浦町河浦 4 7 4 7 番地 1
有限会社愛夢里
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 197 号

指定管理者の指定について

天草市新和緑の村条例（平成 18 年天草市条例第 216 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく
指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

新和緑の村

2 指定管理者となる団体

天草市新和町小宮地 1 1 3 1 2 番地

竜洞山みどりの村運営協議会

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244
条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 198 号

指定管理者の指定について

天草市総合交流ターミナル施設ユメール条例（平成 18 年天草市条例第 218 号）第 15 条
第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
天草市総合交流ターミナル施設ユメール
- 2 指定管理者となる団体
天草市五和町二江 5 4 7 番地
株式会社プラスファイブ
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 199 号

指定管理者の指定について

天草市牛深温泉センター条例（平成 18 年天草市条例第 221 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

天草市牛深温泉センター

2 指定管理者となる団体

天草市牛深町 2286 番地 116

株式会社うしぶか

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第200号

指定管理者の指定について

天草市うしぶか海彩館条例（平成18年天草市条例第222号）第16条第1項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成27年12月1日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
うしぶか海彩館
- 2 指定管理者となる団体
天草市牛深町2286番地116
株式会社うしぶか
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 201 号

指定管理者の指定について

天草市下田温泉ふれあい館ぷらっと条例（平成 19 年天草市条例第 75 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

下田温泉ふれあい館ぷらっと

2 指定管理者となる団体

天草市天草町下田北 5 3 4 番地 1

下田北地区振興会

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 202 号

指定管理者の指定について

天草市宿泊施設やすらぎ荘条例（平成 18 年天草市条例第 223 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
宿泊施設やすらぎ荘
- 2 指定管理者となる団体
天草市牛深町 2286 番地 116
株式会社うしぶか
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 203 号

指定管理者の指定について

天草市リップランド公園条例（平成 18 年天草市条例第 224 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
リップランド公園
- 2 指定管理者となる団体
天草市有明町上津浦 1955 番地
天草ありあけ株式会社
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 204 号

指定管理者の指定について

天草市河浦海上コテージ条例（平成 18 年天草市条例第 227 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
河浦海上コテージ
- 2 指定管理者となる団体
天草市河浦町河浦 4 7 4 7 番地 1
有限会社愛夢里
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 205 号

指定管理者の指定について

天草市倉岳特産品展示販売交流施設条例（平成 18 年天草市条例第 225 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
倉岳特産品展示販売交流施設（えびす茶屋）
- 2 指定管理者となる団体
天草市倉岳町棚底 2099 番地
株式会社くらたけ
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 206 号

指定管理者の指定について

天草市天草交流センターブルーアイランド天草条例（平成 18 年天草市条例第 117 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定するものとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
天草交流センターブルーアイランド天草
- 2 指定管理者となる団体
天草市天草町大江 504 番地 2
あまくさカラフルツーリズム会
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第207号

平成27年度天草市一般会計補正予算（第6号）

平成27年度天草市の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,007,502千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,066,412千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することが出来る経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成27年12月1日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入 款	項	補正前 の額	補正 額	計
14 国庫支出金		6,136,997	194,835	6,331,832
	1 国庫負担金	4,775,402	191,444	4,966,846
	2 国庫補助金	1,345,201	3,391	1,348,592
15 県支出金		3,889,121	66,858	3,955,979
	1 県負担金	2,043,022	49,164	2,092,186
	2 県補助金	1,565,674	17,694	1,583,368
17 寄附金		51,095	178	51,273
	1 寄附金	51,095	178	51,273
18 繰入金		2,409,948	△822,300	1,587,648
	2 基金繰入金	2,409,948	△822,300	1,587,648
19 繰越金		1	1,528,301	1,528,302
	1 繰越金	1	1,528,301	1,528,302
20 諸収入		541,570	39,630	581,200
	5 雑入	321,138	39,630	360,768
21 市債		6,215,500	0	6,215,500
	1 市債	6,215,500	0	6,215,500
補正されなかった款項に係る額		35,814,678		35,814,678
歳入合計		55,058,910	1,007,502	56,066,412

歳 出
款

(単位：千円)

歳 出 款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		297,084	△1,477	295,607
	1 議会費	297,084	△1,477	295,607
2 総務費		9,479,620	723,635	10,203,255
	1 総務管理費	8,684,910	719,769	9,404,679
	2 徴税費	310,833	△4,093	306,740
	3 地籍調査費	62,062	3,937	65,999
	4 戸籍住民基本台帳費	153,089	1,538	154,627
	5 選挙費	159,321	2,290	161,611
	6 統計調査費	63,001	1,940	64,941
	7 監査委員費	46,404	△1,746	44,658
3 民生費		16,433,821	21,548	16,455,369
	1 社会福祉費	4,648,425	147,611	4,796,036
	2 高齢者福祉費	4,238,413	△110,279	4,128,134
	3 児童福祉費	6,123,411	△10,708	6,112,703
	4 生活保護費	1,421,572	△5,076	1,416,496
4 衛生費		6,637,096	87,046	6,724,142
	1 保健衛生費	998,453	△6,406	992,047
	2 環境費	3,532,446	157,329	3,689,775
	3 斎場費	92,471	△5,880	86,591
	4 水道費	948,810	△33,913	914,897
	5 病院費	919,304	△26,391	892,913
	6 看護専門学校費	145,612	2,307	147,919
5 農林水産業費		2,856,169	73,433	2,929,602
	1 農業費	1,465,883	36,615	1,502,498
	2 林業費	332,101	17,948	350,049
	3 水産業費	1,058,185	18,870	1,077,055

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 商工費		1,674,121	130,813	1,804,934
	1 商工費	1,674,121	130,813	1,804,934
7 土木費		2,595,632	17,663	2,613,295
	1 土木管理費	165,974	△12,103	153,871
	2 道路橋梁費	1,014,340	15,107	1,029,447
	3 河川費	140,532	48,064	188,596
	4 港湾費	137,263	△4,685	132,578
	5 都市計画費	289,512	1,552	291,064
	6 下水道費	655,730	△29,930	625,800
	7 住宅費	192,281	△342	191,939
8 消防費		2,987,738	△93,016	2,894,722
	1 消防費	2,987,738	△93,016	2,894,722
9 教育費		3,989,219	△134,991	3,854,228
	1 教育総務費	1,228,686	△144,566	1,084,120
	2 小学校費	625,616	34,414	660,030
	3 中学校費	464,219	407	464,626
	4 幼稚園費	168,192	△193	167,999
	6 学校給食費	676,321	△21,364	654,957
	7 社会教育費	826,185	△3,689	822,496
10 災害復旧費		1,299,422	182,848	1,482,270
	1 農林水産施設災害復旧費	507,269	14,848	522,117
	2 公共土木施設災害復旧費	762,510	168,000	930,510
補正されなかった款項に係る額		6,808,988		6,808,988
歳出合計		55,058,910	1,007,502	56,066,412

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	2 環境費	クリーンセンター施設整備事業	142,895
5 農林水産業費	3 水産業費	水産資源回復・基盤整備事業	11,000
		漁村再生交付金事業	37,600
		水産基盤機能保全事業	63,880
6 商工費	1 商工費	観光施設整備事業	11,900
		世界遺産登録推進事業	86,970
7 土木費	2 道路橋梁費	市道改良(交付金)事業	61,302
		橋梁維持補修事業	25,000
	3 河川費	排水路等整備事業	56,000
9 教育費	2 小学校費	小学校施設大規模改造事業	35,393
10 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	現年発生農地・農業用施設災害復旧事業	148,000
		現年発生補助水産施設	14,848
	2 公共土木施設 災害復旧費	現年発生補助公共土木施設	520,000
		現年発生単独公共土木施設	40,000

第3表 債務負担行為補正

1 債務負担行為の追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
広報紙印刷製本費	平成28年度	23,000
広報紙配送業務委託料	平成28年度	5,000
庁舎電話交換業務委託料	平成28年度～平成30年度	37,064
	年度別内訳	
	平成28年度	12,204
	平成29年度	12,430
本庁舎清掃業務委託料	平成28年度～平成30年度	14,953
	年度別内訳	
	平成28年度	5,215
	平成29年度	5,312
本庁舎別館清掃業務委託料	平成28年度～平成30年度	6,622
	年度別内訳	
	平成28年度	2,310
	平成29年度	2,352
牛深支所清掃業務委託料	平成28年度～平成30年度	9,719
	年度別内訳	
	平成28年度	3,329
	平成29年度	3,390
	平成30年度	3,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
有明支所清掃業務委託料	平成28年度～平成30年度	10,034
	年度別内訳	
	平成28年度	3,494
	平成29年度	3,559
	平成30年度	2,981
五和支所清掃業務委託料	平成28年度～平成30年度	3,833
	年度別内訳	
	平成28年度	1,350
	平成29年度	1,375
	平成30年度	1,108
牛深支所建築物環境衛生管理等業務委託料	平成28年度～平成30年度	600
	年度別内訳	
	平成28年度	188
	平成29年度	206
	平成30年度	206
コミュニティセンター指定管理業務委託（1施設）	平成28年度～平成29年度	12,619
	年度別内訳	
	平成28年度	6,242
	平成29年度	6,377
コミュニティセンター指定管理業務委託（6施設）	平成28年度	29,182
公立保育所保育士派遣業務委託料	平成28年度	37,813
ごみ袋作製費	平成28年度	35,042
御所浦クリーンセンター運転管理業務委託料	平成28年度	19,764

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
一般廃棄物収集運搬業務委託料	平成28年度	337,456
本渡衛生センター運転管理業務委託料	平成28年度	70,739
とどろき万太郎村指定管理料	平成28年度～平成30年度	2,898
	年度別内訳	
	平成28年度	954
	平成29年度	972
	平成30年度	972
道路維持補修業務委託料	平成28年度	136,829
瀬戸歩道橋操作並びに保守点検業務委託料	平成28年度～平成32年度	156,280
	年度別内訳	
	平成28年度	30,800
	平成29年度	31,370
	平成30年度	31,370
	平成31年度	31,370
	平成32年度	31,370
天草キリシタン館入館者等整理誘導警備業務委託料	平成28年度	2,087
天草市民センター清掃管理業務委託料	平成28年度	7,984
牛深総合センター建築物環境衛生管理技術者委託	平成28年度～平成30年度	572
	年度別内訳	
	平成28年度	188
	平成29年度	192
	平成30年度	192
牛深総合センター清掃作業業務委託料	平成28年度	4,832

第4表 地方債補正

1 地方債の変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
天草エアライン航空機更新事業	2,032,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。ただし、 市財政の都合により据 置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換え することができる。	2,066,100	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
消防防災施設整備事業	891,300	〃	〃	〃	813,100	〃	〃	〃
災害復旧事業	269,600	〃	〃	〃	314,100	〃	〃	〃

議第208号

平成27年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成27年度天草市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ314,343千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,812,079千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月1日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
1	国民健康保険税		1,934,359	△56,000	1,878,359
		1 国民健康保険税	1,934,359	△56,000	1,878,359
3	国庫支出金		4,156,253	△163,684	3,992,569
		1 国庫負担金	2,586,253	△163,100	2,423,153
		2 国庫補助金	1,570,000	△584	1,569,416
5	療養給付費交付金		736,900	△182,987	553,913
		1 療養給付費交付金	736,900	△182,987	553,913
6	前期高齢者交付金		2,913,600	228,202	3,141,802
		1 前期高齢者交付金	2,913,600	228,202	3,141,802
9	繰入金		1,228,001	145,031	1,373,032
		1 一般会計繰入金	1,228,000	145,031	1,373,031
10	繰越金		150,001	245,639	395,640
		1 繰越金	150,001	245,639	395,640
11	諸収入		10,798	98,142	108,940
		3 雑入	8,647	98,142	106,789
補正されなかった款項に係る額			4,367,824		4,367,824
歳入合計			15,497,736	314,343	15,812,079

歳 出
款

(単位：千円)

歳 出 款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		154,821	△1,728	153,093
	1 総務管理費	125,842	△1,728	124,114
2 保険給付費		9,510,537	70,000	9,580,537
	1 療養諸費	8,253,037	70,000	8,323,037
3 後期高齢者支援金等		1,494,130	△60,936	1,433,194
	1 後期高齢者支援金等	1,494,130	△60,936	1,433,194
4 前期高齢者納付金等		2,030	△1,113	917
	1 前期高齢者納付金等	2,030	△1,113	917
6 介護納付金		747,000	△128,026	618,974
	1 介護納付金	747,000	△128,026	618,974
8 保健事業費		133,435	△983	132,452
	2 特別総合保健事業費	27,252	△983	26,269
11 諸支出金		13,627	93,412	107,039
	1 償還金及び還付加算金	11,002	93,996	104,998
	2 他会計繰出金	2,625	△584	2,041
12 予備費		50,000	343,717	393,717
	1 予備費	50,000	343,717	393,717
補正されなかった款項に係る額		3,392,156		3,392,156
歳 出 合 計		15,497,736	314,343	15,812,079

議第209号

平成27年度天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成27年度天草市の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129,991千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,811,531千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月1日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国庫支出金		2,882,162	746	2,882,908
	2 国庫補助金	1,085,327	746	1,086,073
5 県支出金		1,526,644	373	1,527,017
	2 県補助金	36,268	373	36,641
7 繰入金		1,705,354	△91,200	1,614,154
	1 一般会計繰入金	1,605,354	△91,200	1,514,154
8 繰越金		8,807	220,072	228,879
	1 繰越金	8,807	220,072	228,879
補正されなかった款項に係る額		4,558,573		4,558,573
歳入合計		10,681,540	129,991	10,811,531

(単位：千円)

歳出款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		279,811	△21,013	258,798
	1 総務管理費	176,360	△21,013	155,347
6 基金積立金		650	140,221	140,871
	1 基金積立金	650	140,221	140,871
8 諸支出金		10,307	10,783	21,090
	1 償還金及び還付加算金	10,307	10,783	21,090
補正されなかった款項に係る額		10,390,772		10,390,772
歳出合計		10,681,540	129,991	10,811,531

議第210号

平成27年度天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成27年度天草市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,308千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,177,442千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月1日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入 款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		485,584	△19,952	465,632
	1 一般会計繰入金	485,584	△19,952	465,632
5 繰越金		1	5,644	5,645
	1 繰越金	1	5,644	5,645
補正されなかった款項に係る額		706,165		706,165
歳入合計		1,191,750	△14,308	1,177,442

(単位：千円)

歳出 款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		47,247	△8,050	39,197
	1 総務管理費	45,696	△8,050	37,646
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,110,203	△6,258	1,103,945
	1 熊本県後期高齢者医療広域連合納付金	1,110,203	△6,258	1,103,945
補正されなかった款項に係る額		34,300		34,300
歳出合計		1,191,750	△14,308	1,177,442

議第 2 1 1 号

平成 2 7 年度天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 7 年度天草市の公共下水道事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,392千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,211,036千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入 款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		479,124	19,000	498,124
	1 使用料	479,066	19,000	498,066
4 繰入金		434,014	△26,553	407,461
	1 一般会計繰入金	434,014	△26,553	407,461
5 繰越金		1	1,161	1,162
	1 繰越金	1	1,161	1,162
補正されなかった款項に係る額		304,289		304,289
歳入合計		1,217,428	△6,392	1,211,036

(単位：千円)

歳出 款	項	補正前の額	補正額	計
1 公共下水道費		707,722	△6,392	701,330
	1 公共下水道費	707,722	△6,392	701,330
2 公債費		506,706	0	506,706
	1 公債費	506,706	0	506,706
補正されなかった款項に係る額		3,000		3,000
歳出合計		1,217,428	△6,392	1,211,036

第2表 債務負担行為補正

1 債務負担行為の追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
マンホールポンプ場運転管理業務委託料	平成28年度	3,503
雨水渠スクリーン清掃管理業務委託料	平成28年度	1,512
本渡浄化センター汚泥運搬処分業務委託料	平成28年度	27,739
本渡浄化センター管理棟清掃業務委託料	平成28年度～平成30年度	3,575
	年度別内訳	
	平成28年度	1,247
	平成29年度	1,270
	平成30年度	1,058
本渡浄化センター及びポンプ場運転管理業務委託料	平成28年度～平成32年度	740,803
	年度別内訳	
	平成28年度	145,685
	平成29年度	148,851
	平成30年度	148,488
	平成31年度	149,071
	平成32年度	148,708

議第 2 1 2 号

平成 2 7 年度天草市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 7 年度天草市の特定環境保全公共下水道事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,635千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 345,259千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		27,623	1,300	28,923
	1 使用料	27,622	1,300	28,922
4 繰入金		221,716	△3,377	218,339
	1 一般会計繰入金	221,716	△3,377	218,339
5 繰越金		1	442	443
	1 繰越金	1	442	443
補正されなかった款項に係る額		97,554		97,554
歳入合計		346,894	△1,635	345,259

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 特定環境保全公共下水道事業費		189,294	△1,635	187,659
	1 特定環境保全公共下水道事業費	189,294	△1,635	187,659
補正されなかった款項に係る額		157,600		157,600
歳出合計		346,894	△1,635	345,259

第2表 債務負担行為補正

1 債務負担行為の追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
下田浄化センター維持管理業務委託料	平成28年度	6,169
一町田浄化センター維持管理業務委託料	平成28年度	8,828
高浜浄化センター維持管理業務委託料	平成28年度	9,302
汚泥脱水業務委託料	平成28年度	7,363
一町田雨水ポンプ場運転管理業務委託料	平成28年度～平成32年度	14,333
	年度別内訳	
	平成28年度	2,825
	平成29年度	2,877
	平成30年度	2,877
	平成31年度	2,877
	平成32年度	2,877

議第213号

平成27年度 天草市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度天草市の農業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ978千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,771千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成27年12月1日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 使用料及び手数料		14,716	600	15,316
	1 使用料	14,715	600	15,315
3 繰入金		46,955	△1,633	45,322
	1 一般会計繰入金	46,955	△1,633	45,322
4 繰越金		1	55	56
	1 繰越金	1	55	56
補正されなかった款項に係る額		77		77
歳入合計		61,749	△978	60,771

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業費		33,896	△978	32,918
	1 農業集落排水事業費	33,896	△978	32,918
補正されなかった款項に係る額		27,853		27,853
歳出合計		61,749	△978	60,771

第2表 債務負担行為補正

1 債務負担行為の追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
棚底浄化センター維持管理業務委託料	平成28年度	7,936
新町浄化センター維持管理業務委託料	平成28年度	2,208

議第214号

平成27年度天草市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度天草市の漁業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ613千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ598,778千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成27年12月1日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		54,327	2,500	56,827
	1 使用料	54,326	2,500	56,826
6 繰入金		298,476	△3,546	294,930
	1 一般会計繰入金	296,526	△3,546	292,980
7 繰越金		1	433	434
	1 繰越金	1	433	434
補正されなかった款項に係る額		246,587		246,587
歳入合計		599,391	△613	598,778

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 漁業集落排水事業費		376,793	△613	376,180
	1 漁業集落排水事業費	376,793	△613	376,180
補正されなかった款項に係る額		222,598		222,598
歳出合計		599,391	△613	598,778

第2表 債務負担行為補正

1 債務負担行為の追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
佐伊津浄化センター維持管理業務委託料	平成28年度	6,057
佐伊津地区雨水ポンプ場運転管理業務委託料	平成28年度	1,469
本郷漁業集落排水処理施設維持管理業務委託料	平成28年度	8,213
宮田浄化センター維持管理業務委託料	平成28年度	8,959
通詞島排水処理施設維持管理業務委託料	平成28年度	5,759
宮野河内浄化センター維持管理業務委託料	平成28年度	6,286
崎津浄化センター維持管理業務委託料	平成28年度	6,743

議第 2 1 5 号

平成 2 7 年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 7 年度天草市の浄化槽市町村整備推進事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 729千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 152,860千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 使用料及び手数料		45,459	1,900	47,359
	1 使用料	45,458	1,900	47,358
6 繰入金		85,574	△1,313	84,261
	1 一般会計繰入金	84,516	△1,313	83,203
7 繰越金		1	142	143
	1 繰越金	1	142	143
補正されなかった款項に係る額		21,097		21,097
歳入合計		152,131	729	152,860

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 浄化槽市町村整備推進事業費		116,694	729	117,423
	1 浄化槽市町村整備推進事業費	116,694	729	117,423
補正されなかった款項に係る額		35,437		35,437
歳出合計		152,131	729	152,860

議第216号

平成27年度天草市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度天草市の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,333千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,405,690千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成27年12月1日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入 款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		462,635	23,200	485,835
	1 使用料	462,176	23,200	485,376
3 繰入金		808,632	△33,793	774,839
	1 一般会計繰入金	808,632	△33,793	774,839
4 繰越金		1	1,260	1,261
	1 繰越金	1	1,260	1,261
補正されなかった款項に係る額		143,755		143,755
歳入合計		1,415,023	△9,333	1,405,690

1
93
1

(単位：千円)

歳出 款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		634,765	△9,333	625,432
	1 簡易水道総務費	548,165	△9,333	538,832
補正されなかった款項に係る額		780,258		780,258
歳出合計		1,415,023	△9,333	1,405,690

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
簡易水道施設管理業務委託その1（上島地区）	平成28年度～平成32年度	97,783
	年度別内訳	
	平成28年度	19,271
	平成29年度	19,628
	平成30年度	19,628
	平成31年度	19,628
平成32年度	19,628	
簡易水道施設管理業務委託その2（下島地区）	平成28年度～平成32年度	151,377
	年度別内訳	
	平成28年度	29,833
	平成29年度	30,386
	平成30年度	30,386
	平成31年度	30,386
平成32年度	30,386	

議第 2 1 7 号

平成 2 7 年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 7 年度天草市の国民健康保険診療施設特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,244千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 188,607千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入 款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		85,881	△18,500	67,381
	1 一般会計繰入金	85,881	△18,500	67,381
6 繰越金		1	19,744	19,745
	1 繰越金	1	19,744	19,745
補正されなかった款項に係る額		101,481		101,481
歳入合計		187,363	1,244	188,607

- 96 -

(単位：千円)

歳出 款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務管理費		155,818	767	156,585
	1 総務管理費	155,818	767	156,585
2 医業費		30,944	477	31,421
	1 医業費	30,944	477	31,421
補正されなかった款項に係る額		601		601
歳出合計		187,363	1,244	188,607

議第 2 1 8 号

平成 2 7 年度天草市歯科診療所特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 7 年度天草市の歯科診療所特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 234千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51,223千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入 款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		17,001	△8,125	8,876
	1 一般会計繰入金	17,001	△8,125	8,876
4 繰越金		1	7,891	7,892
	1 繰越金	1	7,891	7,892
補正されなかった款項に係る額		34,455		34,455
歳入合計		51,457	△234	51,223

- 88 -

(単位：千円)

歳出 款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務管理費		36,317	△234	36,083
	1 総務管理費	36,268	△234	36,034
補正されなかった款項に係る額		15,140		15,140
歳出合計		51,457	△234	51,223

議第 2 1 9 号

平成 2 7 年度天草市斎場事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 7 年度天草市の斎場事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

平成 2 7 年 1 2 月 1 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 繰入金		92,471	△5,880	86,591
	1 繰入金	92,471	△5,880	86,591
4 繰越金		1	5,880	5,881
	1 繰越金	1	5,880	5,881
補正されなかった款項に係る額		4,129		4,129
歳入合計		96,601	0	96,601

平成27年度天草市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成27年度天草市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成27年度天草市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 病院事業収益	3,993,685 千円	△ 3,540 千円	3,990,145 千円
第1項 医業収益	3,381,330 千円	△ 3,662 千円	3,377,668 千円
第2項 医業外収益	612,343 千円	122 千円	612,465 千円
支 出			
第1款 病院事業費用	3,993,685 千円	△ 3,540 千円	3,990,145 千円
第1項 医業費用	3,899,647 千円	△ 3,540 千円	3,896,107 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「312,302千円」を「222,886千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「15,070千円」を「8,403千円」に、過年度分損益勘定留保資金「297,232千円」を「214,483千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	185,393 千円	△ 584 千円	184,809 千円
第2項 他会計補助金	2,625 千円	△ 584 千円	2,041 千円
支 出			
第1款 資本的支出	497,695 千円	△ 90,000 千円	407,695 千円
第1項 建設改良費	203,443 千円	△ 90,000 千円	113,443 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	2,470,712千円	△29,901千円	2,440,811千円

(他会計からの補助金)

第5条 予算第8条に定めた補助金の金額を次のように改める。

款	項	既決予定額	補正予定額	計
資本的収入	他会計補助金	2,625千円	△584千円	2,041千円
合	計	31,306千円	△584千円	30,722千円

第6条 予算第10条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第11条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

天草市長 中村五木

第1表 債務負担行為

1 債務負担行為の追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
病室用テレビ及び床頭台賃借料	平成28年度～平成33年度	19,182
	年度別内訳	
	平成28年度	3,197
	平成29年度	3,197
	平成30年度	3,197
	平成31年度	3,197
	平成32年度	3,197
平成33年度	3,197	
SPD消化払いシステム賃借料	平成28年度～平成32年度	2,400
	年度別内訳	
	平成28年度	480
	平成29年度	480
	平成30年度	480
	平成31年度	480
平成32年度	480	
病院清掃業務委託料	平成28年度	19,500
病院廃棄物処理業務委託料	平成28年度	契約に定める額
臨床検査業務委託料	平成28年度	契約に定める額
浄化槽清掃等業務委託料	平成28年度	9,800
排水処理槽点検業務委託料	平成28年度	1,500
病院管理等業務委託料	平成28年度	3,000
エレベーター等保守管理業務委託料	平成28年度	4,180
自動ドア保守管理業務委託料	平成28年度	836
空調設備保守点検業務委託料	平成28年度	4,400

事 項	期 間	限 度 額
消防設備保守点検業務委託料	平成28年度	1,270
電話設備保守管理業務委託料	平成28年度	550
医療ガス設備保守点検業務委託料	平成28年度	1,170
オーダーリングシステム等保守管理委託料	平成28年度	10,446
医療事務コンピュータソフトウェア更新業務委託料	平成28年度	854
医療事務コンピュータ保守点検業務委託料	平成28年度	497
栄養管理システムソフトウェア保守委託料	平成28年度	312
財務会計システム保守管理委託料	平成28年度	1,200
患者予約管理システム保守委託料	平成28年度	324
内視鏡保守点検業務委託料	平成28年度	824
C T スキャナ保守業務委託料	平成28年度	14,400
医用画像システム保守点検業務委託料	平成28年度	9,369
透視撮影装置保守業務委託料	平成28年度	3,868
自動分析装置保守業務委託料	平成28年度	3,297
日立MRイメージング装置保守料	平成28年度	1,620
人工呼吸器等保守点検業務委託料	平成28年度	1,210
X線撮影装置保守業務委託料	平成28年度	985
F C R システム保守業務委託料	平成28年度	983
眼科自動視野計保守業務委託料	平成28年度	389
患者衣・寝具等賃借料	平成28年度	契約に定める額
酸素供給装置賃借料	平成28年度	契約に定める額
人工呼吸器賃借料	平成28年度	契約に定める額

議第221号

平成27年度天草市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成27年度天草市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成27年度天草市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）	（計）
		収 入		
第1款 事業収益	1,432,426 千円		58,527 千円	1,490,953 千円
第1項 営業収益	1,237,943 千円		58,647 千円	1,296,590 千円
第2項 営業外収益	194,473 千円		△ 120 千円	194,353 千円
		支 出		
第1款 事業費	1,460,564 千円		△ 2,055 千円	1,458,509 千円
第1項 営業費用	1,307,964 千円		△ 2,000 千円	1,305,964 千円
第2項 営業外費用	152,059 千円		△ 55 千円	152,004 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「708,966千円」を「702,256千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「26,399千円」を「26,326千円」に、過年度分損益勘定留保資金「682,567千円」を「675,930千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）	（計）
		支 出		
第1款 資本的支出	750,655 千円		△ 6,710 千円	743,945 千円
第1項 建設改良費	392,739 千円		△ 6,735 千円	386,004 千円
第2項 企業債償還金	357,916 千円		25 千円	357,941 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第6条(1)に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	155,000 千円	△ 8,735 千円	146,265 千円

(他会計からの補助金)

第5条 予算第7条の表中に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額について、次のとおり補正する。

(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
104,639 千円	△ 120 千円	104,519 千円

(債務負担行為)

第6条 予算第8条の次に次の第1条を加える。

(債務負担行為)

第9条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
天草市水道事業運転管理等業務委託	平成28年度～平成32年度	302,925 千円
	年度別内訳	
	平成28年度	59,701 千円
	平成29年度	60,806 千円
	平成30年度	60,806 千円
	平成31年度	60,806 千円
	平成32年度	60,806 千円

天 草 市 長 中 村 五 木

